

秩父市農業委員会 令和5年 第4回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年4月24日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年4月24日(月) 午後4時55分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 23名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	◎糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	欠席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	欠席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席	●		富 田 典 孝	欠席
9番	青 野 孝 司	出席	●	第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	欠席
					木 村 雄 一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

一印は新型コロナ感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について (4件)
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について (16件)
- 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について (4件)
- 議案第19号 農用地利用促進計画の意見について (4件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	笠原信之	
副支所長	川上貴				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いいたします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中10名です。

議長（糸東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。8番 黒沢 昌治 委員 及び 9番 青野 孝司 委員、以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹及び川上主任を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（糸東男会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明を致させます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。

1の番号1は、申請人が手狭になった資材置場を建設する計画で、令和・年・・月の総会において農地法5条の規定による許可についてご審議いただきました土地でしたが、事業計画を再考することから、申請の取り下げ願いが提出されたものでございます。よろしく願いいたします。

2の番号1は、農業用施設の設置でございます。

届出者は・・・・・などを営んでおり、今回・・・・用の倉庫・トイレ棟を1棟、農機具置場を1棟、計2棟を設置するとの届出が提出されたものでございます。以上、よろしく願いいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。
江田事務局長

【議案説明】議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。今回訂正箇所多数のため冊子ごとの差し替えとしますのでご了承ください。

初めに議案書目次 議案第16号のページ数を“2”から“3”へ訂正しました。次に2ページ 議案第15号番号3と 3ページ 番号4につきまして、譲受人と譲渡人の記載が逆になっておりましたので入れ替えを行っております。次に・・・

・・・冊子ごと差し替えたのであれば訂正箇所を説明する必要はないのでは、との声有り・・・

議長（糸東男会長） では、差し替え後の議案書をご覧いただくということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） では、そのようにお願いします。

江田事務局長 それでは続きまして、本日、ご審議いただく議案について申し上げます。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について	が7件
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について	が4件
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について	が16件
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について	が4件
議案第19号 農用地利用促進計画の意見について	が4件

以上でございます。 よろしくお願いたします。

日程第7

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （7件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・字・・・畑 3筆 合計・・・㎡で、2筆は・・・から東・・・m付近に、残りの1筆は同じく・・・から南西・・・mに位置し、令和・年に相続により取得した土地です。申請事由は、新規就農のためです。

譲受人は農地を他に所有しておりませんが、農作業歴は5年あり、作付計画では、じゃがいも、大根、栗、梅等を1年通して栽培する計画です。また、農機具については、1台耕うん機を所有し、今後更に1台耕うん機を取得する予定です。

現地を確認しましたところ、全て保全管理の状態となっていました。説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、秩父市・・・

字・・・田・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は、・・・の・・・から南に約・・・m離れた場所に位置しています。

譲受人は申請地の隣接に居住しております。現在は所有している農地はございません。なす、きゅうり、きゃべつ、さといもの作付けを計画しております。

農作業歴は15年で、農作業従事者は2名です。また、農機具は耕うん機を所有しています。現地を確認しましたところ、申請地は畑として耕作されておりました。

事務局（江田事務局長） 私からは番号3と4について説明します。まず番号3ですが、本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑面積・・・㎡、譲渡人が平成・・・年に相続により取得した土地でございます。案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、・・・より東南東へ約・・・mの付近に位置しております。申請事由ですが、譲渡人は現在、横瀬町地内に居住しておりますが、高齢化による体力の低下などから、耕作を継続していくことが困難になってきており、譲渡人の夫のいところであり申請地付近に住む譲受人が、実質管理しておりましたが、今回、所有者と耕作者を一致させたいとのことで所有権を移転する、とのことでございます。作付計画書では「ジャガイモ、インゲン、ニンジン」のほか「サツマイモ、トウモロコシ、タマネギ」などを栽培するとのことでございます。

譲受人は年齢が・・・歳とのことですが、5年間、野菜栽培を続けてきているとのことですので、特に問題は無いと思われまます。

先日、豊田委員と倉林推進委員と現地調査を行いました。4分の3ほどは作付け等を行っており、4分の1ほどは砂利の選別作業や落ち葉たい肥の場所に使用していました。

なお、本件は、議案第17号番号15の取り下げをした案件と同じ地番でございまして、申請地番が重なっている状態を確認した段階で両議案の関係者にお伝えし、どちらの申請で話を進めるべきかをお願いいたしました。その後、議案第17号番号15について取り下げの申し出がありましたのでその旨お伝えいたします。

続きまして、番号4についてご説明します。本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑3筆計・・・㎡、譲渡人が令和・・・年に相続により取得した土地でございます。案内図はスクリーンをご覧ください。

申請地の所在につきましては、・・・より北西に約・・・mの付近に位置しております。3筆のうち・・・番地・と・・・番地・の2筆には抵当権が設定されており、権利者は譲受人となっております。

申請事由ですが、譲受人は農作業の経験はないが、知人に習いながら耕作を行いたいとのことでございます。作付計画書では年間で「ニンニク、タマネギ、ジャガイモ」のほか「ナス、きゅうり」などの夏野菜、「サヤエンドウ、ホウレンソウ」などの秋野菜、ほかサツマイモやカボチャを栽培するとのことでございます。

先日、豊田委員と倉林推進委員と現地確認を行いました。耕作準備と思われる状態であり、保

全管理されておりました。

公図をみると当該地の北側に水路があるのだが、現況は見当たらないことが気になるのとこのことでしたが、それ以外は特に問題はないとのことでした。

事務局（千島主幹） 私からは番号5について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑 2筆 計・・・㎡で、平成・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、栃本関所跡の西に約・・・m付近に位置しております。譲渡人は遠方に居住しており、管理していくことが難しくなってきたため、この度、申請地付近で農業を営んでいる譲受人との間で話がまとまり申請に至りました。

また、譲受人は現在・・・に住まれ、会社を経営をしておりますが、週末は・・・に赴き、申請地近隣でぶどうの栽培を行っております。近々、・・・に移住する予定であると聞いております。申請の目的は農業経営規模の拡大です。

譲受人は大滝地内に・・・㎡の農地を所有しており、果樹栽培をしております。また、保有する農機具等はなく、農作業歴は7年です。作付計画ではぶどうを栽培する予定となっております。

現地を確認したところ、申請地は不耕作の農地でした。

事務局（川上副支所長） 私からは番号6と7について説明します。

まず番号6ですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑 2筆 計・・・㎡で、平成・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から北東へ約・・・m付近に位置しています。

申請理由ですが、譲渡人は申請地で耕作を行うことができないこと、また、すでに管理を譲受人に依頼しており、今後も譲受人が使用していく予定であることから、このたび申請に至ったものです。

譲受人は・・・地内に・・・㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると・・・㎡になります。

保有する農機具等につきましては耕うん機1台で、農作業の経験は34年以上に及びます。

農地取得後は、季節に合わせた野菜を栽培する予定です。

耕作労働力は本人ということで、特に問題はないと思われまます。

現地を確認したところ、遊休農地を耕作し始めた直後のようで一部に石や雑草が積まれていましたが、耕作が行われていました。

続きまして番号7について説明します。本件につきましては、先月行われた令和・年第・回総会で一度ご審議いただいた案件です。面積が10aを下回っていましたが下限面積の撤廃前であったため今回改めてご審議いただくものです。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・畑2筆 計・・・㎡で、平成・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から南東へ約・・・m付近に位置しています。

申請理由ですが、譲渡人は申請地で耕作を行う予定がなく、譲受人との間で話がまとまったことから、申請に至ったものです。譲受人は新規就農になります。

保有する農機具等につきましては耕うん機1台、草刈り機2台、トラック1台で、農作業の経験はありません。農地取得後は、栗を栽培する予定です。

耕作労働力は本人ということで、特に問題はないと思われま。

現地を確認したところ、保全管理の状態した。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（衆 東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 3 番 設楽 治男委員 1 3 番設楽です。本件については、譲受人は3 h a ほど農地を持っていますが、相続人がいないということで親戚で相談をして農地の配分などを進めております。今回は空き家バンクを活用し、譲渡人が住んでいた住宅と周辺の農地を耕作してもらうことを条件に譲渡するもので、地域としてもありがたいことです。

4 区 齊藤 稔推進委員 4 区の齊藤です。現地はいずれもきれいに耕作されており保全管理されている土地でした。……も近く、新規就農として環境も良いと思いますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

1 1 番 長島 秀明委員 1 1 番長島です。番号2につきまして意見を申し上げます。概要につきましては先ほど事務局が説明したとおりです。申請地は・・㎡と狭小な土地あり、現況は譲受人が譲渡人から借りてネギなどの野菜を作付けしておりました。申請では土地を購入して引き続き耕作するとのことですので、作付け計画も整っており問題ないと思われま。

3 区 田口 俊夫推進委員 3 区の田口です。現地を3人で確認をしたところ、作付けがきれいにししてあり特に問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

1 2 番 豊田 恵男委員 1 2 番豊田です。4月20日に倉林推進委員と江田事務局長とで現地を見ました。状況は事務局長の説明のとおりです。譲受人が申請地近くに住んでおり、数年前から管理しておりまして、・・に近い土地なので砂利が多くそれを篩で分けてきれいに保全管理してありました。本日欠席ですが倉林推進委員も同じ意見でありました。ご審議よろしくお願ひします。

続いて番号4ですが、現地調査に行ったところ、トラクターのような機械で耕した跡がありました。ただ先ほど事務局長の説明のとおり、公図では隣接地が水路となっていますが現状は土が埋めてありました。倉林推進委員によると譲渡人のおじいさんが埋めてしまったそうで、譲渡人が水路を復帰させてもらったかどうかと話していただきましたので、お伝えします。ご審議お願ひします。

3 番 長谷川 満委員 3 番長谷川です。番号5ですが、詳細は事務局の説明のとおりです。譲渡人は遠方に住んでおりほとんど管理されていな状況で、周辺は勾配が厳しく農業を行うには大変なところですが、譲受人がぶどう栽培を行うとのことによいことであると思われま。私も3年ほど前からこのあたりに行くことがあり、秩父市の地域おこし協力隊として来られた方が住んでおりまして、譲受人とともにワイン用のぶどうを植えて“ワインの里”を目指している計画があり、その延長線上に今回の申請があります。現在・・a 前後くらい植えてありこの話が進

みますと・・・ほどのぶどう畑になります。3年前に植えたぶどうが予定で行くと今年初成りとなり秋にはワインとして出荷することになると思います。ということでこの地域がぶどう・ワインでよくなればいいと思います。本日欠席の千島推進委員とも現地確認をし、千島さんもととても良いことでこの地域に人が来るようになってほしいと話していました。この事業は・・・プロジェクトとって、先ほどの地域おこし協力隊や都心からプロジェクトのメンバー20人ほどが訪れて草刈りなども行っているようです。以上です。

5番 笠原 倍吉委員 5番笠原です。番号6と7について申し上げます。まず6番について、先日事務局と推進委員と現地を確認しました。非常に整っており野菜を作る直前の状態で管理されており、作付け計画では9品目を作る予定とのことで農業に対する意欲も感じられます。また申請地が実家に近いこともありまして管理に問題なく、非常に良いと考えます。

続きまして番号7ですが、前回から引き続きの案件です。申請地の西側は杉林で午後には日が当たらなくなる状況です。土壌は赤土のようで雨が降るとぬかるんでしまう状態で農作物を作るには難しいと感じましたが、栗栽培とのことですので特に問題ないと考えます。

6区 木村 雄一推進委員 6区の木村です。番号6と7について申し上げます。6番については実家の近くであり、9品目も適当と考えます。番号7についても、日影にはなりますが作るものが栗ということでよろしいと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長 (糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番 上井 克彦委員 2番上井です。番号3ですが、議案第17号番号15と地番が同じだったとの説明がありましたが、そのあたりがよくわからないのですが、時系列も含めてもう一度説明をいただきたいと思います。

事務局 (江田事務局長) 番号3の申請書類と議案第17号番号15の申請書類を、それぞれ別の代理人から提出がありまして、その後議案整理を行ったところ、同じ地番であることに気づきました。同じ場所でそれぞれの申請が提出されたとのことで事務局も驚きまして、それぞれの代理人に状況説明とともに本申請をどうするのか伺いました。そうしたところ議案第17号番号15の代理人から取り下げますとの連絡があり、併せて取下願が提出された次第でございます。

2番 上井 克彦委員 事務局から取り下げを働きかけたということか。

事務局 (江田事務局長) 両議案の申請をお受けした以上、こちらから働きかけるということではできませんので、どのような対応をされるのかを両代理人にお伝えをしたところ一方が取り下げたということでございます。

2番 上井 克彦委員 分かりました。ではもう一つ、番号4の水路ですが埋めたのは譲渡人のおじいさんとのことですが、水路を復元することを条件に付けるということですか。

12番 豊田 恵男委員 そのあたりも含めてご審議いただきたいと思うのですが。

事務局 (川上主任) この件に関しまして県農業会議に相談したのですが、今回のように水路を埋めている案件については、周囲の営農状況に悪影響を及ぼすようであれば審議できるのではとのことでしたが、今回条件を付すのはなかなか厳しいのではと思います。

議長（糸東男会長） ただいま議論となっている箇所は申請地に含まれていない場所ですよ。あくまで対象地には含まれておらず、公的な水路となります。

事務局（川上主任） 暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（糸東男会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、番号4につきましては、水路はあくまで申請地に含まれていないということですので、申請地で新規就農として認めるかどうかという点をご議論いただくということでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

では、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

水路につきましては、地元等でよく議論していただくということでもよろしく申し上げます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第16号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは番号1と2について説明します。

まず番号1ですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は・・・字・・・畑 1筆・・・㎡で、令和元年に農地法3条許可を得たのち売買により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から北西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、これまで暮らしていた自宅が手狭になったことに加え、自宅から離れている農地まで行き来することが手間であると考え、令和・年に農地法3条で取得した農地の一部に自己用住宅を建設したいとして申請されました。申請地へ転居した後これまで居住していた自宅には、申請者が住む予定となっています。

また、当該申請地は農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和・年・月・・・日付で手続きが完了しています。

資金計画も整っており、また、隣接には申請者以外が所有する農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号2について説明します。

申請地は・・・字・・・畑 2筆・・・㎡で令和・年に相続により取得した土地で、一体利用地を含めると・・・㎡となっています。

案内図をご覧ください。申請地は・・・から西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、申請者は平成・年頃から申請地へ農機具置場、浄化槽、稲荷等を設置したほか、土地の一部を庭として使用しておりました。今回、土地について調査を行ったところ、申請地が農地転用の許可を受けずに利用していることが発覚し、今後も申請地を利用する意思があり、違反転用状態を是正したいとして、始末書添付の上で申請されました。

また、当該申請地についても、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和・年・月・・・日付で手続きが完了しています。

本件については、新たな資金は発生しません。また、隣接には申請者以外が所有する農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、宅地として利用されておりました。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号3と4について説明いたします。

はじめに番号3ですが、申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・畑 1筆・・・㎡で、・・・の北北西・・・m付近に位置し、平成・・・年・・・月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、共同住宅の建設です。

申請事由ですが、申請地周辺には医院、コンビニ、保育園等があり交通の便もよく、共同住宅の需要が見込まれることから、土地の有効利用と安定収入を得るため、木造2階建のアパートを1棟・5世帯を建築するものです。

隣接農地所有者の承諾は得ており、資金計画も整っております。

現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。

次に番号4についてご説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑 3筆・・・㎡で、・・・の南南東・・・m付近に位置し、令和・年・月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、長屋住宅の建設です。

申請事由ですが、申請者は高齢となり、農業に従事することが難しくなり、土地の有効利用を図るため、木造2階建のアパートを2棟・12世帯を建築するものです。

隣接地に農地は無く、資金計画も整っております。

また、開発面積が1,000㎡以上となるので、秩父市開発行為に関する指導要綱に基づく事業計画事前協議申出に係る手続きが必要となりますが、現在関係課と調整中です。

現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。説明は以上となります。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。議案第16号番号1について意見を申し上げます。

農振除外もすでに済んでおり、また申請事由・必要書類も整っており、近隣等宅地化の状況及び当該農地が保全管理されている等総合的に判断して、2種農地ではありますがやむを得ないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。番号2について説明いたします。本案件は自宅に接した農地を無許可で自宅の拡張及び農機具小屋を設置した案件ですが、被相続人が数十年前に行ったことで、農家住宅と合わせても1,000㎡以下で始末書も出ていることから、やむを得ないと思います。以上ご審議をお願いいたします。

10番 新田 恭一委員 10番新田です。番号3と4についてお話しします。詳細は事務局の説明のとおりです。番号3ですが、現地を見たところ、医者・コンビニ・こども園・保育園や小学校・中学校が近いということで、土地の有効利用となると思われます。不耕作地ではありませんが保全管理されておりましたので、やむを得ないと思います。

番号4についても同様でありまして、面積が広く長屋住宅を2棟建てるとのことで、後継者もおらず維持も大変だということです。これも土地の有効利用として、保全管理されていましたが、やむを得ないと思います。番号3・4ともに3種農地ということでご審議よろしくお願ひします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 質疑、意見等ございませんね。質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第16号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（糸東男会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第17号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （16件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは、番号1から4及び17について説明いたします。まずはじめに番号1について説明します。議案書の5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・畑 1筆・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・・・・・・から西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は建設業を営んでおり、昨今の解体工事需要増大により既存の駐車場が手狭となったため、今回、申請地を会社の駐車場として利用したいとして申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、遊休農地となっております。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・田 3筆・・・㎡で、平成・・・年及び令和・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・・・・・・から南西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、建売住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、不動産業を営んでおり、申請地周辺で不動産需要が高まっており、利便性が高く生活環境が良いため、譲受人が買い受け、8棟の建売住宅の販売を計画し、申請されました。

なお、本件の計画敷地内には、畦畔が含まれています。現在、譲受人が関東財務局と払下げの手続きを行っておりますが、完了していません。また、現時点で畦畔は国が所管する公共物となっておりますが、国有土地使用許可証も提出されていません。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。なお、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書の添付があり、現在、隣接地権者に確認を行っているとのこと。現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっております。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・田 2筆・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・・・・・・から西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

申請事由ですが、譲受人は昭和・・・年頃から自宅への進入路として使用しておりました。今回、土地について調査を行ったところ、申請地が農地転用の許可を受けずに利用していることが発覚し、今後も申請地を利用する意思があり、違反転用状態を是正したいとして、始末書添付の上で申請されました。

なお、当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和・年・月・日付で手続きが完了しています。

権利の種類は使用貸借権で、新たな資金は発生しません。また、隣接には譲渡人以外が所有する農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、宅地として利用されておりました。

次に番号4について説明します。議案書の6ページをご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は・・・字・・・畑 1筆・・・㎡で令和・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・から南西・・・mにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしてありますが、手狭となってきたために家族と共に、申請者の父が所有する申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。

なお、当該申請地については、農業振興地域の農用地でしたが、除外手続きを行っており、令和・年・月・日付で手続きが完了しています。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はありません。現地を確認しましたところ、不耕作状態となっております。

次に番号17について説明します。議案書の8ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・畑 2筆・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、・・・から北東に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

申請事由について説明します。譲受人は申請地の隣接にある自己用住宅に居住しており、令和・年第・回総会にて審議を行った案件で自宅の駐車スペースを確保するために農地転用の申請を行っています。今回は、来客用の駐車場スペース、子どもの遊び場等を更に確保したいとして改めて申請されました。

権利の種類は使用貸借権で、新たな資金は発生しません。また、隣接には譲渡人以外が所有する農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、耕作された農地となっております。以上です。

事務局（宮前参与） 私からは番号5から8について説明いたします。

はじめに、番号5ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・畑 2筆・・・㎡で、・・・の北北西・・・m付近に位置している土地で、譲渡人が昭和・・・年・月に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、集合住宅です。

申請事由ですが、申請地は、小中学校や病院等公共施設も近く、交通の便も良いため、集合住宅に適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、アパート1棟10世帯の賃貸経営を計画したものです。

資金計画は整っており、隣接する農地の所有者からは承諾を得ています。

現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

次に番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑1筆・・・㎡で、・・・・・・：・・：・・・・・・の北・・・m付近に位置している土地で、亡譲渡人が昭和・・・年・月に贈与により取得した土地ですが、遺贈により譲受人に所有権を移転する遺言公正証書が平成・・・年・月作成されています。

しかし、遺言執行者を定めていなかったため、譲受人がさいたま家庭裁判所秩父支部に遺言執行者選任申立を行い、選任された者が譲渡人として申請されたものです。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、貸駐車場です。

申請事由ですが、亡譲渡人は昭和・・・年住宅を建築する目的で農地法5条の許可を受け、兄より贈与を受けましたが、実際には住宅を建築することなく、令和・・・年・月に死亡しているため、当時の許可は無効となります。

申請地は、休耕地であったところ、平成・・・年頃、亡譲渡人の兄の娘の配偶者2名が車庫兼倉庫1棟、カーポート1棟を建築し現在に至っております。

譲受人からは、今後農地法を遵守する旨の経緯説明書が提出されており、許可後は引き続き使用貸借させる計画となっております。新たに行う工事はなく、隣接する農地の所有者からは承諾を得ています。

次に番号7について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑2筆・・・㎡と・・・字・・・原畑3筆・・・㎡の計・・・・㎡で、・・・・・・の東北東・・・m付近に位置し、譲渡人2名は親戚関係にあり、平成・・・年・月相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在都内の賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため秩父に移住し生活の安定を図りたいとして計画したものです。

譲受人の資金計画は整っており、隣接する農地の所有者からは承諾を得ています。

現地を確認したところ、保全管理されている畑でした。

最後に番号8ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑1筆・・・㎡で、・・・・・・の南・・・m付近に位置し

ている土地で、譲渡人が昭和・・年・・月に贈与により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、メダカの養殖場です。

申請事由ですが、譲受人は現在、メダカ養殖・販売を業としており、平成・・年より当申請地にビニールハウス、養殖の水槽等を設置してメダカの養殖をしています。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、農地法の理解不足により、使用貸借により申請地を使用しておりました。

両名からは、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書の提出をいただいております。新たに行う工事はなく、隣接する農地はありません。説明は以上です。

事務局（小川主幹） 私からは番号9から13についてご説明いたします。

まず、番号9番につきまして、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ・・・ 字 ・・ 畑 2筆 ・・・㎡のうち・・・㎡で、平成・・年に相続により取得した土地です。

申請地は、・・・・・・南側約・・・m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、水道管・下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、・・・m以内に教育施設・公共施設が存在していることから、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、店舗用駐車場でございます。

申請事由ですが、以前から店舗の駐車スペースが不足した状態であり、老朽化した店舗を改装するにあたり、駐車スペースをより安全に使いやすく改良することになったため、新たに駐車場が必要となり、本地を賃借して、利用したいとのことでございます。利用計画としては砂利を敷いて普通乗用車16台の駐車を計画しております。

資金調達計画は整っております。

また、本申請地に隣接する農地の所有者の承諾書が添付されております。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

次に、番号10番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ・・ 字 ・・・ 畑 1筆 ・・㎡で、平成・・年に相続により取得した土地です。

申請地は、・・の・・・・・から南に約・・・m離れた場所に位置しています。立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場でございます。

申請事由ですが、申請人は車を3台所有しており、一部隣地の通路にはみ出して通行の邪魔になることがあり、来客時の駐車スペースも足りないことから、申請地と隣接の山林・・㎡とを一体的に利用して、車庫を建築し、駐車場として利用したいと申請されました。

資金調達計画は整っております。本申請地に隣接する申請人以外の農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

次に番号11番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は・・・字・・・畑1筆 田1筆 計・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地で、番号10の隣接地です。

立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場でございます。

申請事由ですが、申請人は車を3台所有しており、自宅の敷地の駐車スペースが手狭であり、来客時の駐車スペースも足りないことから、申請地と隣地の山林・・・㎡とを一体的に利用して、車庫兼物置を建築し、駐車場として利用したいと申請されました。

資金調達計画は整っております。本申請地に隣接する申請人以外の農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

次に番号12番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 山田 字 木戸原 田 1筆・・・㎡のうち・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・の・・・から北に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は地質調査用地の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は昭和・・・年に建設した鉄塔の建替工事を計画しております。この鉄塔の基礎設計に必要な地質調査を実施するための工事用地として申請地を一時転用したいと申請されました。

計画としては、ボーリングマシンを1台設置するとともに、そのための搬入路と運搬車両の駐車用地として、利用する計画になっております。なお、・・・日間の一時転用であり、事業終了後は原状回復します。資金調達計画は整っております。

また、本申請地に隣接する申請人以外の農地はありませんでした。

現地を確認しましたところ、申請地は、不耕作地となっております。

次に番号13番につきまして、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は・・・字・・・畑 4筆 計・・・㎡のうち・・・㎡で、平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は・・・の・・・から南に約・・・m離れた場所に1箇所あり、同・・・から東に約・・・m離れた場所に1箇所ございます。

立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由等につきましては番号12番と同じでございますが、隣接農地所有者がおりますので、承諾書が添付されております。

現地を確認しましたところ、おおむね耕作地となっておりますが、一部不耕作地となっております。説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号14についてご説明いたします。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・字・・・田 面積・・・㎡、譲渡人が令和・・・年に相続によりで取得した土地でございます。案内図はスクリーンをご覧ください。

申請地の所在につきましては、・・・・・・小鹿野町との境の・・・・・・手前、・・・・・・に向かう市道に入り交差点から約・・・メートルほどに位置しております、令和・・・年・・・月に農振農用地から除外されております。

先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、保全管理されている状態で、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建築です。

申請事由ですが、譲受人であるご子息夫婦がアパート住まいで、お子様も生まれたこともあり手狭になってきたため、譲渡人である父親に相談し、生活しやすい実家の近所に居住したいとのことから、住宅建設を目的としたものでございます。申請書には住宅建設に伴う近隣耕作者の承諾書もあり、また資金計画も整っておりますので特に問題はないと考えます。

以上です。

事務局（川上副支所長） 続きます番号16についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、・・・・字・・・畑 1筆・・・㎡で、昭和・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・・から北東へ約・・・m付近に位置しています。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、追認ですが店舗敷地です。

譲受人は、申請地にて飲食店を営んでいます。

申請事由ですが、譲渡人の父親が令和・・・年・・・月に他界し、建物の相続協議を行ったところ建物の建っている申請地の地目が畑であったことが判明しました。譲受人が建物を相続することとなり、土地の所有権移転を行うことと合わせて是正するため、この度申請されました。

資金計画はありません。

また、昭和・・・年から店舗敷地として使用されているため、隣接する農地への影響はないものと思われま。現況を確認しましたところ、店舗として使用されておりました。以上です。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きます、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。まず議案第17号番号1について、詳細は事務局説明のとおりです。申請事由、近隣の状況あるいは必要書類等は整っていること、また現状が一部山林化しており、これを農地に戻すことはなかなか大変だろうと思っておりますので、やむを得ないと判断いたしました。

続いて番号2ですが、事務局の説明にもありましたが、案内図の青い部分が畦畔となっていて現在払下げの申請中で、ここを進入路として使用する計画とのこと。払下げが完了後に申請いただくべき案件とも思うのですが、払下げには相当長い期間がかかることから、今回3筆についての申請がなされたようです。近隣の状況、隣地の承諾書、申請事由あるいはここを不許可にしても農地に戻る可能性も低いと思われま。やむを得ないと判断いたしま

した。

続いて番号17番ですが、申請事由、近隣の状況あるいは必要書類等は整っていること、農地の利用状況等々勘案して、やむを得ないと判断いたしました。

以上3点、ご審議をお願いします。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。番号3について申し上げます。

本件は、長い間自分名義の農地を無許可で自宅の搬入路として使用していたということですが、譲受人と譲渡人は親戚関係とのことで、口約束で使っていたようです。今回この状態を是正したいとのことで、被相続人も亡くなっておりやむを得ない案件と思われれます。

続いて番号4についてですが、現地は保全管理されている農地でした。・・地区は耕作放棄地が増加していますが、父親が広い農地を持っていて息子さんが住宅を建てて住まわれるとのことで、地域としても歓迎したい案件であります。ぜひ残った農地を息子さんに耕作していただきたいとお願いしたいと思います。ご審議よろしくお願いたします。

10番 新田 恭一委員 10番新田です。番号5から8について意見を申し上げます。

番号5ですが、申請地は保全管理されていて梅が2、3本植えられていました。申請地の細長くなっている部分については、4mの進入路を確保したいとのことでこのような申請となっております。周辺には病院等公共施設も多く環境が整ったところに建設するとのことで、申請地は保全管理されておりましたが、なかなか耕作を続けることも厳しいとのことで、やむを得ないと思われれます。

番号6につきましては、先ほど事務局からの説明のとおり追認案件ですが、現在車庫、物置、カーポートがすでに建設されておりまして、今後も利用していきたいとのことです。やむを得ない案件と思われれます。

番号7ですが、保全管理されている状況ですが、畑に戻すことは厳しいのではと思います。秩父に移住されるとのことでもありますので、やむを得ないと思われれます。

番号8も、追認案件とのことで、メダカの養殖場として今まで転用の許可を受けずに使用していたが、これからも続けていきたいとのことで申請された案件でございます。第3種農地ということでもあります。ご審議よろしくお願いたします。

9番 青野 孝司委員 9番青野です。番号9について意見を申し上げます。概要は事務局説明のとおりで、以前駐車場に転用していた時期もありましたが現在は保全管理されている状態です。譲受人は駐車場付不足解消のため、新たに店舗用駐車場として使用したいとのことですが、秩父市道を挟んで譲受人の店舗と隣接していることから、やむを得ないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

11番 長島 秀明委員 11番長島です。番号10及び11について、両件は隣接しておりますので一括で意見を申し上げます。概要については両件とも事務局説明のとおりです。申請地は2種農地ということですが狭小な土地で、農業の生産性もあまり高くないように思われれます。また隣接及び周囲には譲渡人以外の農地は存在しませんので、やむを得ないと判断いたします。計画では隣接している山林も取得して、車庫及び駐車場として一体的に使用するとのことです。ご審議よろしくお願いたします。

7番 横田 友委員 7番横田です。番号12、13については、電力の安定供給のために鉄塔の建

替え工事を行うための地質調査を行うとのことで、やむを得ないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

1 2 番 豊田 恵男委員 1 2 番豊田です。番号 1 4 について、概要は事務局長の説明のとおりです。譲渡人・譲受人は親子でして、過疎が続いている地域でもありますので人口が増えることは良いことと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

5 番 笠原 倍吉委員 5 番笠原です。番号 1 6 について意見申し上げます。詳細は事務局報告のとおりです。経緯は昭和 5 0 年に店舗を新築し現在に至っており、父親が他界し相続登記を行う際地目が農地であることが分かり、今回是正するにあたり始末書の添付もありますのでやむを得ないというふうと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。併せて議案に対する意見を伺ひます。如何でしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第 1 7 号について賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第 1 8 号農用地利用集積計画の決定について （4 件）

議長（糸東男会長） 議案第 1 8 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 番号 1 及び 2 について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和 5 年 4 月 9 日付けで、秩父市長からの申し出により、当委員会での審議が求められているものです。

まず番号 1 について計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、・・・ 字 ・・・ 畑 1 筆
・・・ m²のうち・・・ m²となります。土地の所在につきましては、申請地は、・・・・・・
から北に約・・・ m 付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和・年・月・日から 9 年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、保全管理されている状況でした。

また、残りの部分については、小麦の栽培がされており、確認したところ、すでに・・・・・・で管理されているとのことでした。

続きまして番号2について申し上げます。

本案も、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑 1筆・・・㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・・・から北西に約・・・m付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和・年7月1日から10年間です。

本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、こちらも保全管理されている状況でした。

以上でございます。

事務局（笠原主査） 私からは番号3、番号4について、関連がございますので一括して説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和5年4月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書および別紙1をご覧ください。

申請地は、・・・字・・・畑 4筆、同じく・・・字・・・畑 1筆 の計5筆、面積合計は・・・㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、・・・・の南東約・・・メートルおよび約・・・メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和・年・月・日から・・・の畑4筆については、2年10か月、字・・・の畑1筆については、8年3か月となっております。

なお、本案件の貸付人と、この後ご審議いただく促進計画の受け手との間で、すでに賃貸借契約がされておりますが、このたび中間管理事業により権利設定したいとするもので、賃料および契約期間について従前の内容を踏襲するための内容となっているため、議案書記載のような内容となっております。

本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、・・・の畑 4筆については、柿が植えられており、・・・の畑については、ぶどう棚が設置され、ぶどうが栽培されている状況でした。

説明は以上です。

議長（糸 東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。議案第18号番号1及び2について説明いたします。

詳細については事務局説明のとおりです。先日現地を確認したところ保全管理状況でした。申請地では・・・が麦、大豆を栽培する予定とのことです。

続いて番号2ですが、申請地にてしいたけ栽培を行うとのことで、保全管理状況でした。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区推進委員の松澤です。番号1について先日現地を確認しました。保全管理状態であり、隣は麦が栽培されておりましたので続けていただければたいへんよろしいのではと思います。

番号2については保全管理状態でした。一部整地された部分がありましたが、シイタケ栽培のハウスを作るような話も聞きましたので特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

3番 上井 克彦委員 3番上井です。番号3について説明します。事務局説明のとおり柿が植えてあり、すでに賃貸借ができているとのことで、管理機構を通して話が進んでいるようです。現地を確認しましたが、きれいに除草されている状況でした。

番号4についても、すでに賃貸借ができているものを中間管理機構を利用してということですので。こちらはぶどうです。こちらは平らなきれいな畑で、管理されておりました。

5区 木村 初枝推進委員 5区推進委員の木村です。番号3と4ですが、事務局と上井委員とともに現地を確認し、みなさんの説明のとおりきれいに耕作されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案18号について、市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第19号 農用地利用促進計画の意見について （4件）

議長（衆東男会長） 議案第19号農用地利用促進計画の意見についてを議題といたします。

番号1につきましては、借受人である・・・・・・の役員を12番豊田恵男委員が務めております。従いまして議事参与の案件となりますので豊田委員におかれましては退席をお願いいたします。

・・・豊田委員退席・・・

それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） 19号の番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和5年4月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第18号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

番号1の借受人は、・・・・・・で、配分を受けた後は、麦及び大豆の栽培を行う計画です。賃借期間については、令和・年・月・1日より9年間、賃料は10aあたり・・・・円です。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。議案第19号番号1については説明のとおりでございます。特に問題は無いと思われますのでご審議よろしくをお願いいたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区の松澤です。番号1については問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案19号番号1について、農用地利用促進計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、意見なしとすることに、決しました。議案19号番号1の審議は終了しました。豊田委員におかれましては席にお戻りいただくようお願いいたします。

・・・豊田委員、席に戻る・・・

では番号2から4につきまして、事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（江田事務局長） それでは私から番号2について説明をいたします。

本件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和5年4月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第18号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は・・・・・・で、配分を受けた後は、しいたけの栽培を行う計画です。賃借期間は令和・年・月・日より10年間で、こちらも賃料は10aあたり・・・・円です。

なお、本計画につきましても、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

以上、よろしく申し上げます。

事務局（笠原主査） それでは番号3および4について、関連がございますので一括して説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和5年4月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第18号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に貸付する計画です。

借受人は、秩父市の認定農業者である・・・・・・で、借受後は、・・・の畑4筆については柿、・・・の畑については、ぶどうの栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和・年・月・日より、・・・の畑4筆については、2年10か月、・・・の畑1筆については、8年3ヶ月となっており、賃料は・・・の畑4筆合計で、年間・・・・円、・・・の畑1筆は年間・・・・円で、先の議案第18号で説明いたしましたとおり、従前の契約内容を踏襲した内容となっております。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と借受人との間で調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上となります。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。議案第19号番号2につきましては、事務局説明のとおりであります。特に問題は無いと思われまますのでご審議よろしく願いいたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区の松澤です。先程事務局から説明がありましたとおりであります。特に問題は無いと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

2番 上井 克彦委員 2番上井です。議案第19号番号3、4につきましてご説明いたします。詳細は事務局説明のとおりであります。・・・・・・とのことで新しい会社を立ち上げたということです。この法人を立ち上げた・・・さんはほかにも多くの農地を持っており、番号3は柿、4はぶどう（巨峰）を栽培されます。特に問題は無いと思われまますのでよろしく願いいたします。

5区 木村 初枝推進委員 5区の木村です。番号3、4ですが、特に問題は無いと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番 上井 克彦委員 2番上井です。番号2ですが、しいたけというのはどういうふうに栽培するのですか。林産物なのでハウスの中で行うにしても、きゅうりやイチゴと違って、耕作するわけでもないと思うので、どういうものかなど。林産物となると転用の申請になるのではないかと思うのですが。

13番 設楽 治男委員 13番設楽です。今回の場合は、建物とか構造物には当たらないのではと思います。ガラスとか鉄筋を使った場合は構造物として申請しなければならいと思いますが、

パイプを使ったビニールハウスは見なさないと思いますので、よろしいのではないのでしょうか。

事務局（川上主任） 前年度、・・のほうで同じようにしいたけのハウスの申請があった際、農林振興センターに確認をしたところ、しいたけハウスに関しては転用不要との話がありました。今回も同様と思われま。

2番 上井 克彦委員 はい、分かりました。

議長（桑東男会長） 他に質疑等ございませんか。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。現地確認をした際、一部重機で平らにした形跡があったのですが、おそらくそこにハウスを作るのではと思います。

事務局（江田事務局長） （黒沢委員の発言の内容を案内図を使い説明する）

議長（桑東男会長） 他に質疑等ございませんか。

5区 新舟 文男推進委員 5区の新舟です。番号3、4ですが、別紙2に所有者の氏名が載っていないのですがどうしてなのでしょう。別紙2の所有者は誰ですか。

事務局（笠原主査） 別紙2については、「賃借権又は使用賃借権の設定を受けるもの」ということで転貸を受ける・・・・・・が記載されている様式となっております。

5区 新舟 文男推進委員 番号1、2については、賃料の表記が10a当たり・・・・円とあるが、別紙2については「設定する権利等」の「借賃（円）」の記載の数字ということによろしいか。

事務局（笠原主査） 別紙2の借賃の数字は、貸付人と借受人との間でもともとあった契約の内容を踏襲する形となりますので、「10a当たり（円）」の表記が「固定金額」と記載されております。番号3については4筆合計年額・・・・円、番号4については年・・・・円となります。

5区 新舟 文男推進委員 別紙1と2が逆ということはないですね。

事務局（笠原主査） 別紙1は貸付人から中間管理機構である農林公社が借り受ける計画、別紙2が農林公社から・・・・・・に転貸する計画となっております。

5区 新舟 文男推進委員 分かりました。以上です。

議長（桑東男会長） 他に質疑等ございませんか。質疑無しと認めます。議案第19号番号2から4について、農用地利用促進計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

議長（桑東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（桑東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第4回定例総会を閉会いたします。